

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		監督処分
根拠条例・規則名		都市計画法
条 項		第 81 条第 1 項
所 管 部 課		都市局 都市計画部 都市計画課 (電話：048-829-1428)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>設定できません</p> <p>処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		